

平成21年度第5回宝塚市パブリック・コメント審議会議事録

- 開催日時 平成21年3月12日（木）午前10時～12時
- 開催場所 宝塚市役所 特別会議室
- 出席者 委員 7名
事務局 2名

1 開 会

- 事務局 欠席委員の報告及び追加資料を説明
- 会長 パブリック・コメント条例の見直しについて、順次、検討事項に沿って進めていきます。
前回の会議について、資料1の第4回審議会の要点について説明ください。
(事務局から資料1「第4回審議会の要点」の説明)
- 会長 資料1に前回の会議で委員の皆様のご意見を並べ直している。条例の項目の1番から16番は、条例に対応した並べ方で、右側の意見がそれにどう反映するかというように書かれている。資料1—2は、その背景にある資料。これに関して何かご意見、質問はありますか。よろしいか。
では、検討事項に入ります。
項目No.2、パブリック・コメント手続の定義に移ります。
(事務局から資料2「パブリック・コメント手続きの定義」の説明)
- 委員 現条例の第8条に、実施機関は提出された意見を考慮して意思決定を行うと書いてある。それを第2条の中に盛り込もうということか。
- 事務局 最終的な条文の構成でどうなるかはわからないが、パブリック・コメントの流れとして、市民からの意見とこれに対する市の考え方を公表する。この時期が施策決定の前なのか後なのかということ。
- 委員 意見を考慮して決定するというのは第8条にあると認識している。
- 事務局 第8条の第3項で意見と市の考え方の公表は最終決定の時点までに行うとなっている。市の考え方を示すには、最終決定がほぼ固まっていないと示せない。
- 委員 ということは条例の文章に矛盾があるということ。
- 会長 決定してから公表するとするのか、公表してから決定するとするのか

ということでしょ。

○委員 もう一つ、意見を募集するときに政策案等の概要か、案か、関係資料かという、何を公表するのかという対象の違いがある。

○会長 資料2の論点1、2、3全部にかかわってくる。
論点1では、案でよいのか、概要でいくのか、それからこの分厚い関係資料も一緒に出すのかという話だが、これは前に委員から概要でよいのではという発言があった。

○委員 現在の条文でも、質問とか要請があれば追加の資料を出すと書いてあるから、まさしく概要でいいということなのだと思う。

○会長 関係部局の事務的な負担ということもあるし、読まされるほうも、分厚いのを見てもわからないということもある。

○事務局 関係部局の事務的な負担という意味では、案をつくってさらに概要をつくるのが負担となる。例えば個別の審議会に資料として論点を整理して提出する、一定の方向が出た段階でパブリック・コメントにかけるなら余り負担はない。現状は、20ページ、30ページもある最終段階の案をパブリック・コメントにかけている。委員からも、案が難しいという意見があった。条例としての表現の限界もあるが、そのあたりをご議論いただいたらと思う。

○委員 現在の条文でも、概要であったら直ちにいけないとは、読めないのだが。

○委員 西宮市では案と関係資料の公表、これは案なので、結局計画案あるいは条例案、こうなると思うが、この形は多分国の意見公募手続によると思う。国の場合は、法律が決まった後の細かい規定を命令等で作ったり、それにパブリック・コメントをかける。神戸市は政策案等の概要としている。割りと早い段階でかけて、それが基本的には目的としている協働と参画、こちらのほうにつながってくるという気がする。公平と透明性にもそれほど矛盾するわけではないけれど、条例の位置づけの重点を協働と参画ということにすると、政策等の概要でこういう形でこういう方向で新しく政策を決定していくというような概要で意見を求めて、後でそれを計画案なり、条例案なりに書いていく。こういう段階で意見を求め

るということを明確にしたほうがいいかもしれない。

○委員 兵庫県のパブリック・コメント実施要領だが、立案段階において複数回実施することを妨げないとなっている。何回やってもいい。だから、パブリック・コメントの目的を何にするか、それを住民が参加する、協働するというのであれば、もう案の早い段階から何回やってもいいよというのが兵庫県の考え。事務手続が大変ですけど。だから、限定して固定的に考えずに、状況やその目的によっては、早い段階からとか、誰が判断するのかというのは、余り決めなくてもいいような気がする。

○事務局 現行の条例の規定では、案を公表し、そのときに案を作成した趣旨、目的、背景、実施機関の考え方、論点を資料としてつけるとなっている。案は完成度が高いものになってくる。例えば神戸市のような形で概要ということになれば、実施機関で定めようとする内容によって整理し、運用はできる。現状では、成案に近いものに資料をつけることになっている。

○委員 今度の第5次総合計画策定のフローチャートでは、市民にアンケートをとって、市民会議をやって、審議会をやって、パブリック・コメントをやる。審議会が出した後のパブリック・コメントというと、もう意見言ったって何したってもう終わり。だから、目的によるが兵庫県のような形で、ずっと手前でどこかに、審議会の途中に入れることはできないかと思う。

○委員 第5次総合計画に向けての手続として、市民会議して審議会してパブリック・コメントという形だが、実際はその会議の内容をホームページに公開して、市民がだれでも意見を言えるような状態をつくることになっている。だから、それが一部パブリック・コメントみたいな役目を持つ、そういう内容をここの文書に織り込めないか。だから、いろんな資料が集まってきている状況でホームページに載せて、市民の意見を募って、まとめながら順次審議会なりパブリック・コメントにつなげていく。そういう前段階の部分もパブリック・コメント的に活用できれば、参画、協働につながる。

○委員 行政当局には市民の賛同を得たいということと、よりよい意見を得た

いということ、その2つがあると思う。どちらかといえば、市民から苦情が後々出ないようにしたいというのが審議会の役割の1つで、本当は市民の良い意見を聴取するというのがあるべき姿であると思う。

○会長 各部局が、一般公開して、どんどん意見を寄せてください、原案つくっている途中のプロセスに参加してくださいということで、それは仕事の役割分担からいうと、担当課がすればよい。

○委員 こういうパブリック・コメントは概要でパブリック・コメントをして、市民のいろんな意見を聞いてやっていただきたい。今までのいろいろな体験の中でそのように思う。

○会長 おおむね意見が出尽くしている。
では、もう一度確認していきたいが、確定原案に近い段階ではなく概要の段階で、柔軟い段階でパブリック・コメントを実施すべきということで委員の皆さんの意見が一致している。

もう一つは、意見募集の時期はもう少し早い段階がいい。パブリック・コメント結果こうだったとか、こう変えたとか。しかし場合によれば、兵庫県みたいにもう一回やるということも妨げませんということになると、行政機関が、かなり抵抗あるだろうと思う。何度もやったら收拾がとれないということになる。

○委員 一方で、各部局が審議会などを開いて検討したものを、全く同じもので市民にパブリック・コメントをかけるのか。私は、市民参加条例を担保するものとしてこのパブリック・コメント審議会というのができていっているか、その位置づけでいいのではないかと。審議会で意見を聞いているものをまた市民に意見をきく。審議会のありようによりますが市民参加が審議会ですら十分であればもうそれでいいと思う。ただ市民が参加してればいいのだが、市民以外の人ばかりで審議しているような審議会であれば、これはおよそ方向が信頼できない。

○委員 どこに意見が欲しいのかということなので、例えばここについて意見が欲しいとか、それを明確にしてもらうこと。そうすると、意見を出すほうも楽だ。詳細出されたら重たくてしょうがないから、意見を出さない。だから、それに関する必要なところのエッセンスを出してもらった

らしい。そうするといろんな意見が出るのではないか。

○会長

だから、論点2「意見公募の時期(タイミング)」との関連の話で、意見公募の時期によって確定的な概要を出すのか、あらましで概要を出すのかが違うだけのことで、論点1「案、概要、関係資料の関係(案の完成度)」は、かなり詳しい資料を含めて出さねばならないというのはやめて概要でよいということが確定した。

だから、1と2を概要という言葉にかけて混乱させてしまうようなことにはならないように議論している。

決定に近い原案なのか、もっと修正かけていくべき原案なのかということ論点2「意見公募の時期(タイミング)」との関連で議論したわけだが、これについては、途中経過もしくはもっと早い方がいいというのは委員の皆様の見解。ほぼ99%決まっています、その時点でパブリック・コメントにかけて、それで1%しか変わりませんでしたというのでは、何か参加した意味がないのではないかとと思われるということであった。

そうすると、論点3「意見を考慮して決定する」というのは、施策の決定と結果公表の時期の関係を強化しなければいけない。

○事務局

結果公表の時期の問題で、案を意思決定した後にパブリック・コメントの結果を公表するという流れになると思う。意思決定前、もしくは同時というのが今の条例で、決定の前に市の考え方を表明するというのはちょっと変になる。

○会長

決定する前に公表するというのは非常に民主的に見えるけれども、パブリック・コメントの意見に関する答えを書いて出すこと自体がプロセスの説明になっている。確定を出すということは、そのプロセスの結果こうなりましたということが書かれる。

○委員

市民の意見に対する市の考え方をきっちり書いて、公表する必要はある。

○会長

「等」を簡略化した「概要版」を作成し、というように書いたらどうか。

○委員

政策等の案を公表する。別途資料とするから、案が何か別個にあるような感じがする。

○委員 趣旨とか目的とか背景を含めた案で、ただ成案化されていない。計画の場合でも結構項目がある。それを政策案の公表ということで、上げればいいのではないか。

そうすると、もう少し案が微妙というか、条例についても概要でもいい。条例案が出されたら条文化されるから労力も大変だけど、条例の骨子なら、パブリック・コメントの結果を受けて条文の成案化をすることになる。

○会長 このことで、所要の改正の意見は出せる。

○事務局 今回の条例は、それを資料と位置づけているので、別途きっちりした案が要るということになってくる。

○会長 そのこのところを少し書きかえるようにしましょう。

○事務局 手引きをつくる場合に、今の議論を書いておけば、担当課もやりやすいと思う。

○会長 それでは、次の、イの「実施機関」について議論していきたい。論点が、議員提出議案ということだが、実施機関に議会というのはなり得るのかどうか。

(事務局から資料4「議員提出議案とパブリック・コメント」の説明)

○会長 条例制定の経過を振り返ってみると、このパブリック・コメント条例自体が議員提案で、議会で可決された。パブリック・コメントを行うものは全て執行機関で首長等の部局となっている。議会が抜けているというのをどう思うかということが出発点だった。一般市民感情から見たらそうかなというふうに思われたと思う。ところが、この資料の中にあるように、議員提出議案を含めるとなると課題がいくつかある。議案提出権を制限しないかという問題もある。パブリック・コメントを政治活動として使うという、議員活動のPRとなるおそれというものもあるということも出ている。特に少数派では、これは使えるぞとなりうる。

○委員 例えば、宝塚市で議員提案された核兵器廃絶平和推進基本条例も関係するが、どこかの市で、市の憲章を定める場合はパブリック・コメントをかけるというのがあった。だから、議員提案を対象にするかという論点ではなくて、基本的な政策、核兵器廃絶都市宣言のようなことをする

というなら、これをパブリック・コメントの対象とし、それを議会が出したとしても、市長が出しても、内容により判断するという考え方に立つ。それも論点としていかがか。

○会長 「市の政策にかかわる基本的な事項」と考えたときに、議員提案であろうが首長提案であろうが、例外なしに対象になるという考えですね。

○事務局 これまでの会議では、条例制定後の効果が一緒だから、首長提案とか議員提案とかにかかわらず対象となるものはパブリック・コメントにかけるべきであると、話をしてくれている。しかし、必ず実施機関という整理をしておかないといけない。

○委員 事務局に質問。例えば議員が提案し、可決しても、市長に属する各部署が動かなければ計画として前に動かないものも現実にあると思う。先程言われた宝塚市の憲章をつくるというのは、議会だけがそんなものをつくって、終わりというわけではないと思う。やはり市長が同意しないと。市長は議会で決まったことは認めざるを得ないということになるのか。

○事務局 憲章などはそのような形になる。

生活道路の整備条例などが議員提出議案で可決されているが、議会事務局と市長部局の法制担当、議員と担当部署との協議というのは十分にされている。法律的に問題がないとか、執行上の問題がないとか、事務レベルの協議はある。

○会長 実施機関として議会を含めるかどうかの議論だが、本審議会が実施機関として議会を含めるかどうかの意見を議会に対して求めるというのは筋違いにならないか。

私は筋違いではないと思うが。条例というのは市民も議会も全部拘束するものであり、高等財産。それを預かっている本審議会としては、そこに議会が抜けているという事実を一体どう考えているのかということを知ることができるのではないかと思う。

改めてこのように議論してみると、委員がおっしゃったのも一理あって、議会も含めて大きな政策的なものについてはパブリック・コメントにかけなければいけない。条例であっても除外されるものもあるという

ようなルールを設けたらいいというご意見だが、これ結構行政内部でもかなり整理されてきているので、議会に対してもそれは適用できる。けれども、実施機関として議会を含めなければ、話が前へ行かない。

だから、実施機関として議会を含めていくかどうかということで一度ポイントを絞ってみると、議会としての責任においてやるべきだということを確認したいのだが、議員ができるものではないと思う。議員がパブリック・コメントをできるとしてしまったら大混乱する。たった1人でも、議案をパブリック・コメントにかけてくれと言って、条例上権利が認められていたら変な話で、だから、議会という組織、団体においてということを確認しないといけない。この場合、議会にそれを要求する。議員提案できるのが12分の1だから、宝塚の場合3人が議案を提案するとなれば、必ずパブリック・コメントにかけなければいけないかということを考えないといけない。これ非常に微妙で、可決の見込みはありそうな議案、つまり、議会議長にゆだねるというキャスティングボートを渡してしまうことになる。例えば当該案件をパブリック・コメントに付すべきと議長が判断した場合はパブリック・コメントを実施することができるように、可能の議論にしてしまう。

○委員 横浜市のパブリック・コメント、市長その他の執行機関が1つだけでも、もう一つ審議会等というのがあって、例外規定の中に審議会等の長が必要ないと判断した場合はしなくていいと、ここで抜けをつくっている。判断は、議会に任せるというのも一つの方法かなと思う。

○会長 パブリック・コメント権の乱用を防ぐこともできる。議会でも民意をもう一度確認して聞いてみたい、といった案件があると思う。それは議長の判断によってできるようにするのも方法で、実際は議会運営委員会があると思うが、議運にかけて、各党派幹事長を集めて相談した上で実施しようかとなるのではないか。

議長にゆだねることは議運にゆだねることであり、パブリック・コメントに付さなければならないとすると大変なので、付することができるという案もある。

○委員 今まで議会が、実施機関になったのではないと思う。

○委員 私は、議会からノーサンキューと言われそうな気が非常に強くするのだが、当審議会として出さざるを得ないというのであれば賛成する。

○会長 この点については、委員の皆様のご意見としては、議会が外れているというのはひっかかるなというのが大勢だと思う。

 だから、議会ははじめから除外といった方向にはならないと思う。そうすると、現実には事務局との調整が必要になると思う。

○事務局 議会の運営ことを考えると、政治的に緊急性がある案件の取扱いをどうするとか、また、少数会派からの施策提案は、パブリック・コメントにかけたくても、少数のため否決されるということも考える必要がある。

○委員 それは実施機関を審議会や議会にまで広げて、市民参画、協働の趣旨に合っているものであれば出せると。趣旨に合っているか否かの判断は、先程会長がおっしゃったように、パブリック・コメントを実施するか否かについては範囲に縛らずに審議会なり議会が考えて、趣旨に合っているとになったら実施すべきであるという、考え方もできるのではないか。

○委員 議会というのは継続して仕事をしているわけではない。そうした場合に、継続審議という意思決定ができれば可能だが、それはできるのか。その辺を含めて議会事務局の意見を聞いても良いのではないか。

 意見募集期間が30日となれば、継続審議にしないとパブリック・コメントにかけることすらできない。そういう問題はないのかどうか。

○会長 もう少し論点を整理しなければいけない。議会の議員は市民の直接選挙で選ばれるので、民意の代表であるという自覚を持っていて当然である。ただ、市民側からは、重要な案件に関しては選挙のときの手続とは別にもう一度民意を問うべきではないかと、そういう市民参加の手法としてパブリック・コメントを議会はなぜ使わないのという言い方もできる。

 反対に、パブリック・コメントを実施するとなれば、多くの手続が必要になるとか、議案の提出が自由にできないのではないかとというのが論点2「議員提出権を制限しないか」である。

 3つ目は、実施主体を議会全体として位置づけられるのか。3人という12分の1の議員意思でやらねばならないということになったときに、

議会全体の意思ではない。3人の議員の提案で議会全体の意思となっていないものにもパブリック・コメント手続をしなければいけないとなると、議会事務局がそのたびに対応しなければいけない、これは議会としていかがなものかという意見が出るかもしれない。そうすると、議会全体の意思としてパブリック・コメントにかけるということになったときには、当然公費（税金）も使うわけだから、一定の基準が要るのではないかと。議会としてパブリック・コメントにかける基準というのをどのように持つかといったときに、過半数の同意があって通りそうなものというのが現実だと思う。通りそうにないものをパブリック・コメントにかけるとしたら、これは公費の無駄使いである。それでは、通らないとわかっているものをパブリック・コメントにかける、かけないと、またこれ政治議論になってしまう。3人の提案であっても、パブリック・コメントにかけたら住民の大多数の同意が得られるかもしれないではないかと、そのような機会を奪うのかと少数会派は主張するかもしれない。これもまた複雑な議論になる。

○委員 だから、今まで議会が実施機関ではなかったのだと思う。議会がなぜ実施機関になっていないのかというのは余り議論すらされていない。

○会長 先程、議長はパブリック・コメントに付することができるという言い方をした。もう一つの案として、「議長は出席議員の過半数の同意を得てパブリック・コメントに付することができる」。議会で過半数の同意を得た場合はパブリック・コメントを実施することができるという考え方もある。

○委員 市民からいいアイデアを聴取したいというときにはパブリック・コメントが非常に有効だと思う。

○会長 それでは、一たん議会のところはその程度とする。案としては①議長の判断にゆだねるというのと、②議長が議会で過半数の同意を得て実施することができるという2点があった。

次に、項目No.5、「対象」です。資料5の西宮市、神戸市の条例を見ていただ上で、審議会案件をどうするのか。手数料、附属機関が準じた手続を経た政策案等の取扱い、施策提案手続の論点がまだ残っている。

では、事務局から論点1～4について説明してください。

(事務局から資料5「西宮市・神戸市の条例」の説明)

○会長

まず1番目、西宮市、神戸市などのやり方に宝塚市もある程度は準じてきているが、西宮市をベースでいくと、資料5の第4条5号、パブリック・コメントの対象としての記述が今はない。これは追加するという方向でいいか。「義務を課し、または権利を制限することを内容とする条例の制定及び改廃、市が実施する大規模な施設の設置その他の公共事業に係る計画等の策定及び変更で規則で定めるもの」、宝塚市にはこれがない。これは入れるべきであると思う。

○事務局

今は運用でやっている。

○会長

明確にしたほうがいい。これはその他の公共事業に係る計画等の策定及び変更。廃止も入る。全各号に掲げるもののほか、市の機関が必要と認めるものという弾力条項があるので、事例が積み上がってきたら、そのところを整理してもらわないといけないが。

問題は、「市税、使用料、手数料その他の金銭の徴収に関するもの、または補助金その他の金銭の給付に関するもの」であるとき、どう扱うかが宝塚の場合は抜けているわけで、西宮、神戸は同じように扱われている。これは入れるべきだ、このまま置いとくべきだという議論が少し必要だ。この議論、今は時間がないので、後日とする。

次の「審議会案件」については、外すべきか、審議会を経由しているのでパブリック・コメントから除外していいのではないか、あるいは審議会でもパブリック・コメントを実施したとしてもかけるべきか、これについてのご意見があれば。審議会に任せる方法もある。審議会の判断にゆだねるというように。

○委員

早い段階でパブリック・コメント実施するとなれば、主体を審議会にする。やっていけばもういいということで、整理できると思う。ただ、それでもなお、パブリック・コメントにかけないといけない案件があるのか。2度も3度もやっていいという意見もあるので、そこをどう整理するか。案件にもよるかと思う。審議会でも検討した上で、かけてもどうしようもない。変更された例はないと思う。早い段階でパブリック・コ

メントにかけるなら、かけて、なおかける必要があるかどうか。

○委員 市民に知らせるという効果と意見を求めるという2つの効果で、審議会は意見を求めるというのを余り重要視しないと思う。

○委員 市民が入っているかどうかとか、そのようなことで区別するか。その区別がかなり難しく、やはり案件が基本的な事柄であるということになると思う。そうするとどうなのかというのは、もう少し実態との関係きちっと詰めたほうがいい。

○委員 市の条例の解釈との運用の5ページのところにその理由が書いてあるが、審議会に諮問した案件については、第8条2項に修正規定があるので、答申があった後で実施することになるという解釈。審議会のあり方としても、パブリック・コメントで修正しても良いということだから、審議会を経たものが、パブリック・コメントにかけて修正するという手続としたら、審議会から審議会って何、というのは絶対出てくる。それからすれば今の解釈を少し変えたほうがいい。審議会の段階でパブリック・コメントできる、住民が参加するということは早目のほうがいいような気がする。

○会長 先の「実態との関係を詰める」という発言は、審議会は同時に意見聴取の機会や公聴会を実施した場合は省くことができると考えているということか。

○委員 そのように、考えてもいい場合もあるのではないか。案件によるので、一概には言えないので、2度、3度やる場合もあり得るかなと。

○会長 これも次回とし、次の議論に入ります。

手数料等の料金改定です。資料の意見のところに3つ書いてあるが、わかりやすいのは、裁量の余地があるかないかの問題。裁量の余地が全然ないというのは、これはもう論外だと思う。パブリック・コメントにかけて意見を聞いたところでどうしようもないわけで、これは初めから除外となる。

次に、審議会が関与して決めているような案件はパブリック・コメントにかけないというのは、これも先ほどの議論。

○委員 国民健康保険税の場合は、これは住民である被保険者が入っているの

で、この場合に、法の建前としては議論が尽くされているとなる。だから、あえて問う必要はないということだと思う。本当のところ、どのような人が審議会委員に選ばれているかということ、いろいろケースがあるので、一概に被保険者の代表が出ているからということで除外できるかどうかは、直ちに判断はできない。

○会長 ものにより除外すべきということか。医療機関代表と被保険者代表とそれから学識経験者というパターンだが。

特に使用料のところでは、市民の意見を聞きたいと行政は思っている場合もあると思う。

○事務局 地域児童育成会の関係がそうなるのではないか。

○委員 市の提案を議会が修正したもの。

○委員 水道料金の審議会は、あるのか。

○事務局 公募委員の方も含まれる、上下水道事業運営審議会というのがある。

○委員 公の施設の使用料が入っていたと思うが、これは全部直営なのか。

○事務局 指定管理者の施設もある。

○委員 指定管理者であっても一応コントロールはしていると。

○事務局 指定管理者の場合は、料金の上限を定めて、その範囲内で指定管理者が定める。

○委員 銀行の手数料は横並びしているという考えがあるが、市も多分には横並びが多いのではないか。

○会長 とてもこの時間で最後まで議論できない。もう一度議論しないといけない。

次回は、施策の公表とか公表方法、外郭団体をどう扱うか、平成20年度実施パブリック・コメントの運用評価もしないといけない。すごい作業量だが、もう一度やらざるをえない。委員の皆さんには、本日議論できなかったことに関するご意見を冒頭全員にご発言いただくので、次回はそれを出して集約していきましょう。今まで全員一致で大体引っ張ってこれたが、賛否を取らなければいけないこともあり得る。

論点4の施策提案手続、これは市民参加条例の範疇であろうと思うので、それでよいか。パブリック・コメント条例でやるべきものではない

と。もちろんパブリック・コメント条例が情報公開及び協働と参画の趣旨を生かした条例ではあるが、提案手続まではカバーできるものではないと考えている。

○委員 2点、別枠になるが、先程検討していた範疇、それから適用除外について、これは条文に盛り込むという前提でやっているのか。

今の宝塚市の制度では条例があって施行規則があって指針があって運用があって、もう運用見ないと何もわからないという状況になっている。今論議をした軽微なもの等も含めて、他市では条例に入っているところが多いが、条例にきちんと入れた方がわかりやすいし、適用も適用除外ももっと詳しく規定しないと問題があるのではないかな。もし論議が出ないのであれば論点に加えていただきたい。

○事務局 パブリック・コメントの対象を運用の解釈でやっているのは問題であり、これは条文で書く必要がある。条例というのは、パブリック・コメントをかけなければならない義務づけとなる。それ以外に任意でやるパブリック・コメントもあるが、これは別問題として考える。

○委員 それともう一点、市民への周知というところが要点の中にあるが、横浜市は予告するというのを義務づけている。案件について、パブリック・コメントにかけますよと。それはすごく大事なことだと思う。そうしたら、ホームページを見た人が、今実施しているのは何かと見るのではなくて、この次何が実施されるのかがわかる。そういう意味ではもっと意見を求めるためには、予告制度だとか、ホームページの公表の仕方、作り方も含めて検討したほうがいいのではないかな。

○会長 本日は、たくさん議論しなければいけないことがあったが最後まで行き切れていない。

きょう大体整理できたのは、議会との関係、これは一応、A案、B案とする。正式にはなくて、こういう意見が出ているよということで協議していただいて、正式に文書交換しようというのであれば手続する。今は議会事務局を通じて聞きいておいてほしい。A案、B案ということで、私はB案のほうが穏やかで、A案は議運に関係してくるので結構難しいかなと思う。B案の場合は、議会の議決をとってやらなければいけ

ないから、余り件数がふえないという実態になると思う。

それから次に、西宮市型の細やかな規定に移行したほうがよいということは確定した。ただし、料金については整理し切っていない。

次に、審議会の案件については、審議会、公聴会なりを実施してパブリック・コメントをする必要性がないぐらいに議論が尽くされたと判断するならば、パブリック・コメントを外すことも可能であると。本当は省くのもいいんじゃないかという意見が出ている。

それから、料金改定の取り扱いについても、西宮市の話と絡んで本日議論できたらと思ったが、なかなか前へ行けなかった。それは幾つかの考え方がある。1つは、審議会が関係しているものについては除外する。あるいは、法律とかその他の基準があって、政令、規則等の基準に基づいて自動的に決まるというものはもう議論する余地がないということで、除外する方法がある。そうすると、全く市独自でやっているような仕事とか、一番多いのが受益者負担の使用料。これらについてはかなり該当してくる。これを対象とすることも考えられる。審議会が非常に定型化し伝統化しているところは、本来の意味の市民参加になり得ていないというきらいも見受けられるところもある。ということで、これはもう少し議論しよう。

最後の政策提案手続については、これはパブリック・コメント条例のほうで担保するべきではなく、市民参加条例のほうで細やかに制度的に改革していくというように処置されるべきではないかという意見が審議会の考え方である。

○事務局 審議会案件の確認ですが、審議会で十分議論が尽くされたならばパブリック・コメントを省略してもいい、そういうものもあり得るということですね。それと別途、審議会がパブリック・コメントするという分については。

○会長 審議会がパブリック・コメントするというのはどうか。

○委員 横浜市が実施機関に審議会をあげているという話があった。だから、実施機関として審議会を入れるかどうかも考えてみていいかもしれない。

しかし、審議会は諮問機関であり行政機関ではないので、横浜市が入れているのは、すごく思い切ったなと思った。

○委員 審議会は、答申したらそれで役目は終わり。

○委員 意思決定はできない。内部的な意思決定はできるが、外に対して出さなければいけないので。

○委員 「計画等の策定もしくは改定、規制の制定もしくは改廃について、市長その他の執行機関に答申報告書等を提出する場合に限る」となっている。

○委員 実施機関と解されるのか。

○委員 実施機関とは、「市長その他執行機関及び横浜市審議会等の設置及び運営に関する要綱を別途に定める附属機関に準ずるもの」。

○委員 審議会が実施機関とは思わなかった。

○会長 むしろ、審議会があるからパブリック・コメントをしなくてもよいという議論が1つあって、その審議会は何を担保しているのかと、審議会は透明であり、かつ市民に公開されており、ルールを反映しているという担保があれば、パブリック・コメントをかける必要ないということになると考えられる。

○委員 場所によっては、市長もパブリック・コメントにかけなくてもいい理由の中で、審議会が説明会を開いたり、それに準ずる手続きをしていたら、もう市長はかけなくていいと、そういうかけ方してるところもある。

○事務局 前回に紹介した各課からの意見としては、審議会で議論して中間答申出して、執行機関に渡して執行機関でパブリック・コメントにかけて、また審議会に戻してと、すごく手間だというので、審議会でもパブリック・コメントにかけてもらって、それについてはもう執行機関は要らないよという形がありがたいという意見があった。

○委員 多分、横浜市ではそうした意見が出たのではないかな。

○事務局 それを実施主体で規定するのか、審議会が行政手続法にある規定のような形でやればいいのかとするのか。

○会長 やるのは、事務方は一緒だというが、市民から見たとき、審議会がパブリック・コメントをかけているというのと、首長部局がかけていると

いうのは全然違うと思う。審議会は聞いてくれているのだと思う。そうすると、審議会の答申は変わる可能性がある。

○委員 動く可能性がある。

○会長 むしろ市民に開かれた審議会というようにとられると思う。

すごく市民の参画意欲を高める。審議会の名においてパブリック・コメントをやった場合は、首長部局はする必要がないというのはそれかと。その答申に基づいて首長部局が計画立てた場合は、改めて答申をもらって、またパブリック・コメントをかけますというのは省ける。

○委員 行政手続法は、そうになっている。

○会長 私は、そうした方向であるべきではないか、と思っている。

それと、審議会はパブリック・コメントをしなければならないとするか、することができるにするかで全く変わる。しなければならないにしてしまったら首長部局はどうするのかという話だが、することができるとした場合で、行った場合は首長部局は外せる。やらなかった場合は、首長部局がしなければならないという2段構えになる。この辺も設計を考えなければいけない。

料金の話もこれにある程度絡まってくる。例えば国保運営協議会において、保険料率決定の方針を出す。出した結果、首長部局がパブリック・コメントにかけるのか。国保運営協議会がパブリック・コメントをかけて答申つくるのか。

○委員 条例であれば議会で審議するのだから、そこまではする必要はないのではないかというのがある。審議会にかけて、首長提案であれば、結局議会が審議するので。あえてもう一回、市長のもとでパブリック・コメントにかける必要はない。

○会長 時間がないので。今後の予定について、事務局からお願いします。

○事務局 来年度は5回の会議を予定している。その中には、前年度の運用評価も含める。8月に委員の任期が切れるので、5回のうち4回を8月までをお願いしたい。ついては、4月、5月、6月、7月で4回になる。それぞれの月末ぐらいに1回ずつと思っている。その4回の会議で平成20年度の運用評価と条例施行後4年間の運用評価を最終答申としていた

だきたいと思う。もう一つ、条例改正については、中間答申をいただいて、実施機関としての市長がパブリック・コメントをかける。パブリック・コメントが終わるころは9月ぐらいになるので、その結果の報告と意見に対する考え方の整理を残りの1回の審議会でやっていただけたらと思う。

○会長 次回は、4月27日(月)午前中でお願ひする。

本日の審議会はこれで終了とする。